明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務九五）　一
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（同九六）　四
〔告　示〕
○復興庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（復興庁四三）　九
○一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局及び一八GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を定める告示の一部を改正する件（総務四〇六）　二
○周波数割当計画の一部を変更する件（同四〇七）　三
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任、中日本高速道路株式会社工事一部完了、企業年金基金設立関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三四

省　令

○総務省令第九十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日

総務大臣　山本　早苗

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二十二の二　一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の二十五の二）」を「第四節の二十二の二　六・五GHz帯又は七・五GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の二十五の二）　第四節の二十二の三　一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の二十五の二の二）」に改める。

第四十九条の二十五の二の見出しを削り、第四章第四節の二十二の二中同条を第四十九条の二十五の二の二とし、同節を同章第四節の二十二の三とし、同章第四節の二十二の次に次の一節を加える。

第四節の二十二の二　六・五GHz帯又は七・五GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

第四十九条の二十五の二　公共業務を行うことを目的として開設された基地局又は陸上移動局であつて、六・五七GHzを超え六・八七GHz以下又は七・四二五GHzを超え七・七五GHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「六・五GHz帯又は七・五GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」という。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、周波数分割複信方式であること。

二　変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三　空中線電力は、二ワット以下であること。

四　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。